

## 令和3年度

# 認可保育所・幼保園(保育所部門)・認定こども園(保育所機能)・ 小規模保育事業施設 入所のでびき

◆入所申込書類提出先 ※原則郵送での受付はいたしません。

- ・松江市役所子育て支援課保育幼稚園係 (⑫番窓口)
- ・各支所市民生活課
- ・松江市子育て支援センター(乃白町)

◆入所申込受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日法による休日を除く)

◆令和3年4月入所申込(教育・保育給付認定申請)受付 ※予約枠入所申込含む

	入所可能枠公開日	申込期間	結果発送日 ※結果は郵送します。お電話での問い合わせにはお答えできません。
1次募集	令和2年11月27日(金)	令和2年11月27日(金) ~令和2年12月17日(木)	令和3年1月29日(金)
2次募集	令和3年2月1日(月)	令和3年2月1日(月) ~令和3年2月10日(水)	令和3年2月26日(金)
3次募集	令和3年3月1日(月)	令和3年3月1日(月) ~令和3年3月10日(水)	令和3年3月19日(金)

※2次募集は1次募集後に残った枠で入所利用調整します。

※3次募集は2次募集後に定員が割れていてかつ枠が残った施設のみ入所利用調整します。

※3次募集は父母ともに就労している世帯やひとり親世帯等に限り申込を受け付けます(※転園を除く)。

※3次募集は、1次、2次募集に申込した方も再度申込が必要です。

※3次募集は子育て支援課(⑫番窓口)でのみ申込を受け付けます。各支所市民生活課及び松江市子育て支援センターでは申込できません。

※予約枠は2次募集までの受け付けとなります。

◆令和3年5月以降の入所申込(教育・保育給付認定申請)受付

入所可能枠公開日	申込締切日	結果発送日 ※結果は郵送します。お電話での問い合わせにはお答えできません。
入所希望月の前月の1日 (1日が閉庁日の場合は直後の開庁日) ○子育て支援課の窓口、各支所、子育て支援センター(乃白町)及びHPでご覧になれます。	入所希望月の前月の10日 (10日が閉庁日の場合は直前の開庁日)	入所希望月の前月の20日 (20日が閉庁日の場合は直前の開庁日)

※申込みは先着順ではありません。

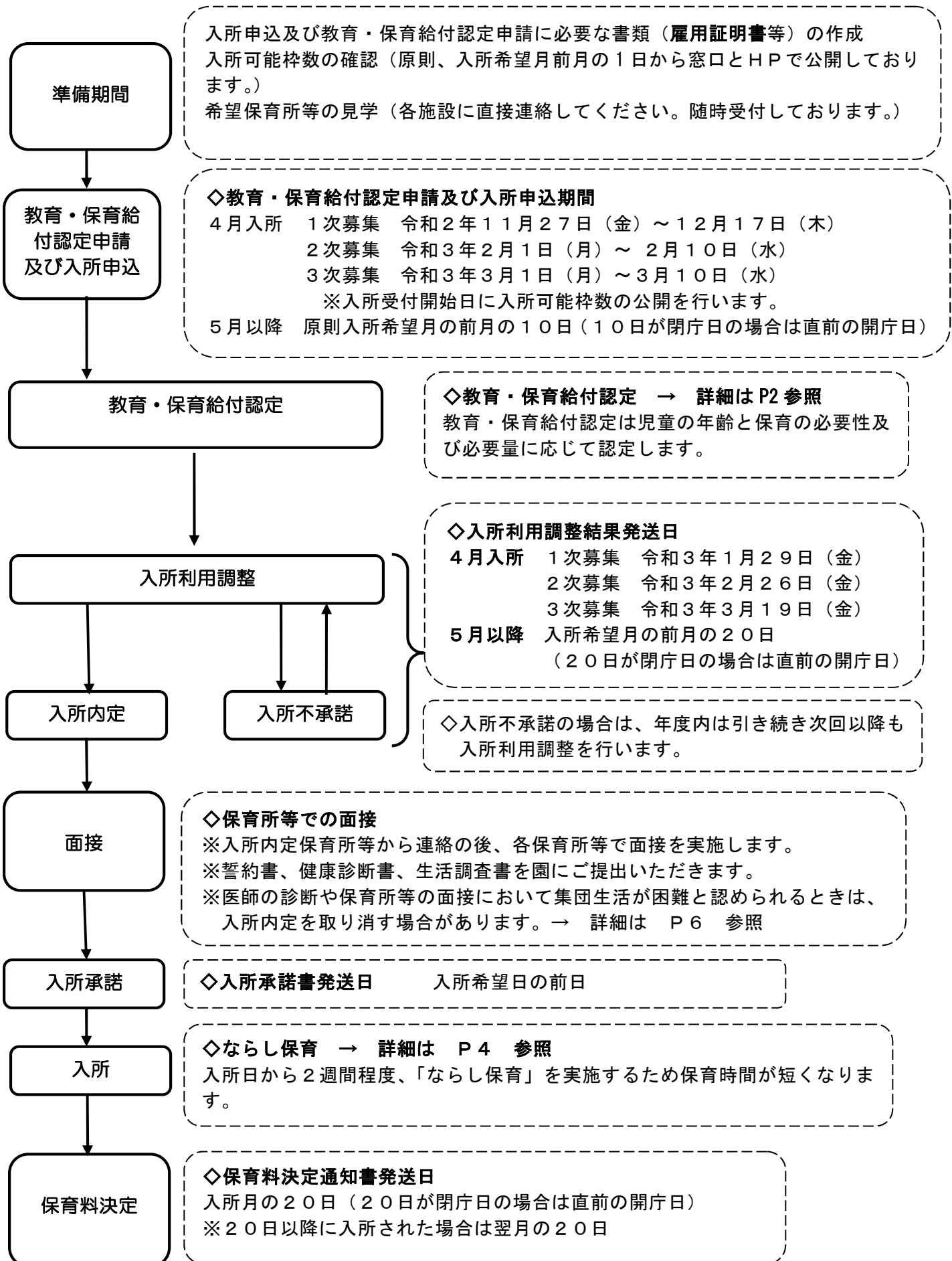
## もくじ

1. 入所のながれ .....	P 1
2. 令和3年度の改正点 .....	P 2
3. 教育・保育給付認定 .....	P 2
4. 入所申込 .....	P 4
5. 入所内定後の手続 .....	P 6
6. 市外の保育施設への入所申込について .....	P 6
7. 転園申込 .....	P 6
8. 入所後の各種手続 .....	P 6
9. 保育料 .....	P 8
10. 入所予約枠制度 .....	P 10
11. よくある問い合わせ .....	P 11
12. その他の子育て支援サービス .....	P 13
13. 申込の記入例 .....	P 14
14. 松江市認可保育所入所利用調整基準 .....	P 16
15. 保育料表 .....	P 18
16. 多子世帯の軽減制度について .....	P 19
17. 妊娠が判明した場合の手続について .....	P 20
18. 市内認可保育所等一覧 .....	P 22



# 1. 入所のながれ

入所のスケジュールは下記のとおりです。



## 2. 令和3年度の主な改正点

### ◎ 「保育を必要とする事由」を確認する書類について

- ◆疾病、障がいの要件で申し込む場合、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A（重度）又は精神障害者保健福祉手帳1～2級の方は医師の診断書の提出は不要となります。
- ◆同居親族の常時介護の要件で申し込む場合、介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上の場合又は重度の障がい（身体障害者手帳1～3級、療育手帳A（重度）又は精神障害者保健福祉手帳1～2級）の場合は、医師の診断書の提出は不要となります。
- ◆同居親族の常時介護又は常時看護の要件で申し込む場合、介護・看護状況申告書（用紙番号④）の提出が必要となります。

### ◎ 育児休業期間中から復帰して保育所等に入所する場合について

- ◆職場復帰後は、復職証明書（用紙番号⑩）の提出が必要です。子育て支援課にご提出ください。
- ◆職場復帰月の前月末日までは保育短時間（8H）でのご利用となります。職場復帰月の初日から、就労時間等に合わせた保育必要量で認定します。
- ◆申込時の雇用証明書に記載されている職場復帰日に変更があった場合は、入所月の前月末日までに子育て支援課にご申告ください。

## 3. 子どものための教育・保育給付認定

保育所等（認可保育所、幼保園（保育所部門）、認定こども園（保育所機能）及び小規模保育事業施設）の利用を希望する保護者の方には、教育・保育給付認定申請により保育所利用のための「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。この認定により市が利用者の費用の一部を給付費として負担します。

### （1）認定区分

対象年齢	3歳未満	3歳以上	3歳以上
保育の必要性	あり	あり	なし（教育のみ）
認定区分	3号認定	2号認定	1号認定（教育標準認定）
利用可能時間	保育標準時間 11時間 保育短時間 8時間	保育標準時間 11時間 保育短時間 8時間	教育時間 標準4時間 教育時間の前後に預かり保育を実施している場合があります。
利用できる施設	認可保育所 幼保園（保育所部門） 認定こども園（保育所機能） 小規模保育事業施設	認可保育所 幼保園（保育所部門） ※満3歳に達する日以降最初の3月31日まで 認定こども園（保育所機能）	幼稚園 幼保園（幼稚園部門） 認定こども園（幼稚園機能）
申込み先	松江市役所 各支所市民生活課 子育て支援センター（乃白町）	松江市役所 各支所市民生活課 子育て支援センター（乃白町）	入所希望の施設

父母どちらかの就労時間が月48時間未満の場合は、保育の必要性があると認められないため、認可保育所、幼保園(保育所部門)、認定こども園(保育所機能)及び小規模保育事業施設には申し込みできません。また入所後、勤務時間の変更により就労時間が月48時間未満となった場合は、認定取り消し（変更）となり退所していただきます。

### （2）保育の必要性

保育を必要とする事由	入所が可能な期間
（1）就労 ※月48時間以上労働することを常態としている ※自営業、内職、農林漁業を含みます	最長で小学校に入学するまで

(2) 妊娠・出産 ※妊娠・出産を事由として入所した場合は、産後期間終了後に退所となります。	出産予定日の前8週（多胎児は14週）が属する月の初日から、出産日（出産予定日で認定した場合は出産予定日）から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
(3) 疾病・障がいにより保育困難である	最長で小学校に入学するまで
(4) 同居の親族を常時介護している ※被介護者の要件については、入所申込に必要な書類（P5）をご確認ください。	最長で小学校に入学するまで
(5) 同居の親族を常時看護している	最長で小学校に入学するまで
(6) 求職活動を継続的に行っている ※教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定のいずれかで年度内に1回のみ認定します。ただし、求職活動による認定後、就労で変更認定を受けてから離職した場合に限り、同年度内に1回のみ再度認定します。 ※求職活動で認定を受けた翌年度に求職活動で再度認定を受ける場合は、以前の有効期限から1か月以上の期間を空ける必要があります。	入所日又は離職日の翌月初日から起算して75日が経過する日が属する月の末日まで ※求職活動の回数は世帯で勘定し、兄弟姉妹が既に求職活動で認定を受けている場合は、当該認定の有効期限までとなります。 ※兄弟姉妹で入所申込の時期がずれる場合はFAQのQ11及びQ12（P12）をご確認ください。
(7) 大学・専門学校等に在学している ※通信教育は認められません。	卒業月の末日まで
(8) 公共職業能力開発施設等において行う職業訓練を受けている ※通信講座は認められません。	修了月の末日まで
(9) 児童虐待やDVのおそれがある	事由が解消されるまで
(10) 災害復旧に従事している	災害復旧が終了するまで
(11) 育児休業取得時に入所中の児童の継続利用を必要としている	最長で出産した子が2歳になる日が属する月の末日まで

### (3) 利用可能時間（保育必要量）

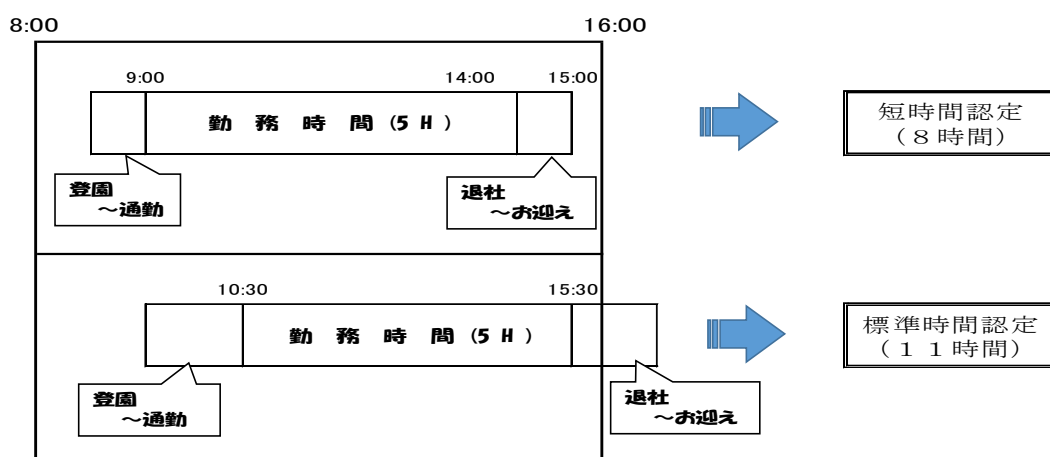
父母のいずれかの保育を必要とする時間が月48時間以上120時間未満の場合は1日当たり8時間の利用（保育短時間）が可能です。また、父・母いずれも120時間以上の場合は1日当たり11時間の利用（保育標準時間）が可能です。

「保育標準時間」又は「保育短時間」といった保育必要量の認定は、雇用証明書などに記載してある就業開始及び終了時間と通勤時間を考慮し行います。なお、通勤途中での買い物等の私用については考慮しません。

また、入所中（内定）の保育所等が設定した「保育短時間」の時間枠で利用可能な場合に「保育短時間」の認定となります。

「求職活動」及び「育児休業中の継続利用」については「保育短時間」となります。

【例】A 保育園の場合 保育標準時間（7:00～18:00） 保育短時間（8:00～16:00）



※都合により登園やお迎えが、認定されている利用時間を超える場合は、延長保育となり別途延長保育料がかかります。延長保育料については各園の定めによります。

## 4. 入所申込

### (1) 入所の条件

入所するためには3つの条件があります。

- ① 父母など保護者が就労などによる保育の必要性が認められていること。  
(教育・保育給付認定2号、3号を受けていること)
- ② 保護者及び児童が入所日までに松江市に住民登録をしていること。
- ③ 保育所等における日常生活に支障がないこと。

### (2) 対象年齢

年度途中で誕生日を迎えても、その年度末(3月)までクラスは変わりません。

生年月日	対象年齢(クラス)
令和2年4月2日～	0歳児
平成31年4月2日～令和2年4月1日	1歳児
平成30年4月2日～平成31年4月1日	2歳児
平成29年4月2日～平成30年4月1日	3歳児
平成28年4月2日～平成29年4月1日	4歳児
平成27年4月2日～平成28年4月1日	5歳児

### (3) 入所日

入所日は各月の1日からです。

- ◆育児休業終了後の入所は、職場復帰前月又は当月の1日を希望日にできます。
- ◆採用予定の入所は、就労が開始する当月の1日を希望日にできます。
- ◆産後休暇終了後の入所は、各保育所等の最短の入所可能日を希望日にできます。
- ◆意東保育園は、満1歳から入所可能な保育所です。申込児童が満1歳となる日(誕生日の前日)が入所希望日となります。

#### 入所日から「ならし保育」が始まります

「ならし保育」とは入所日から2週間程度、入所児童が保育所等での生活に慣れるために実施するものです。この期間内は保育時間を半日程度から徐々に延ばしていき、最終的に1日お預かりすることとなります。これは入所した児童が新しい環境に慣れるために実施している期間です。ご理解とご協力をお願いいたします。なお、ならし保育の期間も保育料に変更はありません。

### (4) 入所申込に必要な書類

新規(転園)入所申込に必要な書類については下記のとおりです。

#### ① 子どものための教育・保育給付認定・変更申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書

( 児童1人につき1部 ) ※ 記入例(P14～15)を参考に申込書の作成をしてください。

#### ② 「保育を必要とする事由」を確認する書類 ( 一世帯につき父母それぞれ1部 )

保育を必要とする事由	必要書類	用紙番号	注意事項
(1) 就労	雇用(内定)証明書	①	単身赴任の場合も提出が必要です。 親族の経営する会社等で勤務されている方や代表者印が個人印である場合は、従事していること分かる資料の添付が必要です。 ・源泉徴収票又は給与明細の写しなど ・育児休業給付金支給決定通知書の写し (育児休業取得中(見込み)の場合) ただし、採用予定の方は、資料の添付は不要です。

	自営・農業・漁業 その他就労申告書	②	自営業・農業・漁業を営んでいることが分かる資料の添付が必要です。 ・前年の確定申告の写し ・事業のために購入した物品の納品書など (前年中に就労開始の場合) 親族の経営する自営業・農業・漁業に従事されている方は、従事していること分かる資料の添付が必要です。 ・前年の確定申告又は源泉徴収票の写しなど
(2) 妊娠・出産	母子健康手帳の写し		母子健康手帳表紙と分娩予定日の分かる部分の写しを持参ください。 ※妊娠・出産を事由に入所した場合は、産後期間終了後に退所となります。
(3) 疾病・障がい	障害者手帳の写し		・身体障害者手帳 1～3級 ・療育手帳 A (重度) ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級
	診断書 (疾病・障がい)	③	上記以外の場合は、診断書 (疾病・障がい) (用紙番号③) の提出が必要です。
(4) 同居親族の 常時介護	介護保険被保険者証の写し又は障害者手帳かつ介護・看護状況申告書	④	被介護者が介護保険制度の要介護状態区分において要介護 2 以上又は重度障がい (身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A (重度) 又は精神障害者保健福祉手帳 1～2 級) を有する場合のみ対象となります。
(5) 同居親族の 常時看護	介護・看護状況申告書かつ被看護者に係る診断書	④ ⑤	被看護者が乳児 (0 歳) の場合は、家庭において医療的ケアが常時必要でなければ保育の必要性は認められません。 また、申告の内容によっては常時看護していると認められない場合があります。
(6) 求職活動	求職活動状況報告書	⑥-1	申込時点で継続して求職活動を行っていることが条件です。 また、入所日から 2 か月以内に雇用 (内定) 証明書を提出できない場合は求職活動の認定期間満了 (3 か月) をもって退所となります。
	求職活動申立書	⑥-2	離職日の分かる資料の添付が必要です。 離職して間がなく、求職活動をすることが困難であると認められる場合に限り、申立てすることができます。 離職日から 1 か月以内に求職活動状況報告書 (用紙番号⑥-1) を提出できない場合は退所となります。
(7) 就学	在学証明書 合格通知書 など		在学期間や在学時間が記載されているものがが必要です。
(8) 職業訓練	受講証明書		受講期間や受講時間が記載されているものがが必要です。
(9) DV 等	裁判所による保護命令 など		詳しくは、FAQ の Q 1 0 ( P 1 2 ) をご覧ください。
(10) 災害復旧	罹災証明		罹災証明の写しをご持参ください。

### ③その他 (該当の方のみ)

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当受給証等の写し (同居親族で手帳をお持ちの方につき 1 部)、生活保護受給証明書の写し

### (5) 申込上の注意点

- ◆入所可能な人数以上の申込があった場合は入所利用調整基準 (P 1 6 ~ 1 7 参照) に基づいて入所審査を行います。結果によっては 入所できない場合があります。
- ◆入所可能枠数は入所希望月の前月 1 日に子育て支援課・各支所市民生活課・松江市子育て支援センター (乃白町) 及び松江市 H P で公開します。
- ◆提出に必要な書類を申込み締切日までに全て揃えてください。
- ◆申込書類は、一度提出されますと返却できません。必要な方はあらかじめ写しをお取りください。

- ◆日常生活において医療的ケアが必要な場合は、希望施設に児童の状況をお知らせのうえ、事前に入所の可否をご確認ください。内定が決まっても、施設で対応できないと判断した場合、入所をお断りすることがあります。
- ◆申込を取り下げの場合は、「取下げ・辞退届（用紙番号⑧）」の提出が必要です。
- ◆保育所等に入所できず、育児休業を延長される場合の育児休業給付金の申請に必要な書類につきましては、勤務先又はハローワークにお問い合わせください。
- ◆申込書類や内容に誤り、虚偽があった場合は入所内定・承諾を取り消します。

## 5. 入所内定後の手続

### (1) 育児休業から復帰して入所する場合

復職証明書（用紙番号⑩）の提出が必要です。内定通知に同封されておりますので、**職場復帰後に**子育て支援課ご提出ください。

また、入所後も職場復帰月の前月末日までは保育短時間でのご利用となり、職場復帰月の初日から就労時間等に合わせた保育時間で認定いたします（既に入所している上の子がいる場合も同様です）。したがって、**育児休業を短縮して復帰する場合は**、入所月の保育時間に変更となる可能性がありますので、内定通知に同封しております「利用可能時間について」の記入欄に必要事項を記入し、**入所する月の前月末まで**に子育て支援課に申告してください。

### (2) その他注意点

- ◆内定後に入所を辞退する場合は、「取下げ・辞退届（用紙番号⑧）」の提出が必要です。
- ◆内定後、申込時の状況と変更になった場合（退職、転職等）は内定取り消しとなる場合があります。
- ◆育児休業取得中又は育児休業終了後に勤務先を退職（転職）した場合や、育児休業から復職されない場合は、内定取り消し又は退所になります。

## 6. 市外の保育施設への入所申込について

勤務先が松江市外にある場合や、里帰り出産をする場合など、松江市に住民登録している児童でも市外にある保育施設への入所申込ができます。詳しくは松江市子育て支援課までお問い合わせください。

## 7. 転園申込

現在利用中の保育所等に入所したままで、他の保育所等への転園申込をすることができます。

なお、転園ができなかった場合、現在の保育所等をそのまま利用することになります。

- ◆転園申込は、新規申込と同様に子育て支援課、各支所市民生活課又は松江市子育て支援センター（乃白町）で受け付けます。

## 8. 入所後の各種手続

### (1) 入所後に変更があったとき

入所後に下記の変更があった場合は、事前に子育て支援課へ連絡の上、「子どものための教育・保育給付認定・変更申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書」及び必要書類を添付して、必ず子育て支援課へ提出してください。

変更内容	必要な手続
① 住所の変更・電話番号・同居親族の変更	子育て支援課へ連絡
② 転職、勤務地及び勤務時間の変更	雇用（内定）証明書（用紙番号①）の提出



③ 妊娠・出産（産前産後休暇の取得）	母子健康手帳（写し）の提出 ※産前休暇に入る前にご提出ください。
④ 育児休業の取得	雇用（内定）証明書（用紙番号①）の提出 ※産前産後休暇及び育児休業期間の記入があるもの
⑤ 離職	・求職活動を始めた場合・・・求職活動状況報告書（用紙番号⑥-1）の提出（離職した月の翌月から3か月間は継続して入所できますが、離職した月の翌月から2か月以内に雇用（内定）証明書を提出できなかった場合は退所となります。） ※離職日が分かるものの書類の添付が必要です。 ※離職して間がなく、明らかに求職活動をするのが困難である場合に限り、求職活動申立書（用紙番号⑥-2）を提出することができます。
⑥ 結婚・離婚	戸籍謄本（写し）の提出 その他必要な書類又は手続がある場合は子育て支援課から案内します。
⑦ その他	必要書類がある場合は子育て支援課から案内します。

## （２）保育料の変更を伴う届出について

「保育料決定通知書」発送後に所得等の修正申告や、生活保護受給・廃止、算定対象者が異動（婚姻・離婚・家計の主宰者の同居や別居など）した場合には子育て支援課に手続をしてください。

### ① 所得等の修正申告をしたとき

修正申告書の写しを提出してください。保育料の再計算をします。その結果、保育料が変更になる場合があります。

### ② 生活保護受給・廃止したとき

受給・廃止の写しを提出してください。事由が発生した日の当月から保育料を変更します。

### ③ 保育料の算定対象者の異動があったとき

異動の分かる書類（戸籍の写し、住所異動届の写し）を提出してください。このことにより保育料が変更になる場合は事由が発生した日の翌月から保育料の変更をします。事由が発生した日が1日の場合は当月からとなります。

## （３）保育所等の長期休所・退所

### ① 長期休所の場合

保育所等を長期休所する場合は、最長で2か月間を目安として認めています。必ず園にご連絡ください。

理由なく連絡もないまま長期間休所された場合、家庭保育可能と判断し、保育の実施を解除する場合があります。

なお、休所の場合も保育料は通常どおり、お支払いいただくこととなります。

### ② 退所する場合

ご都合により保育所等を退所する場合は、退所することが確定した時点で速やかに退所届（用紙番号⑩）を入所している保育所等に提出してください。口頭での退所はできません。

この退所届のご提出がない場合は、通所していない期間も保育料をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

## （４）育児休業を取得する場合の入所中の児童の取扱いについて

◆育児休業取得対象の児童（下の子）が満2歳になる日が属する月の末日までの育児休業期間内であれば、入所中の児童（上の子）は継続して利用できます。それを超える期間の育児休業を取得される場合は、入所中の児童（上の子）妊娠・出産での入所可能期間をもって退所となります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

## 9. 保育料

保育施設は市民の皆様からの税金や、国からの補助金などで運営しています。また、保護者には保育に必要な経費の一部を保育料として毎月負担していただきます。保育料の月額はいずれも各世帯にかかる市町村民税の税額と児童の年齢によって決まります（公立・私立でも基準は同じです）。

なお、国制度による幼児教育・保育の無償化により、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの保育料は無償となります。

また、0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもで市町村民税非課税世帯の場合も保育料は無償となります。

### (1) 保育料算定方法

- ① 保育料は、算定対象である保護者（父・母）の市町村民税の合計・入所児童の対象年齢・保育時間により決定します。場合によっては、保護者の市町村民税や所得金額等を確認するため下記の書類を提出していただくことがあります。提出が必要な方には、松江市からご連絡いたします。

(必要書類)

#### (ア) 給与所得者の方

6月頃お勤め先から配付される、「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知（納税義務者用）」の写し

#### (イ) 自営業等の方

6月頃市町村長から送付される、「市民税・県民税納税通知書及び課税明細書」の写し

#### (ウ) 非課税の方（配偶者の扶養になっている）

「市民税・県民税非課税証明書」（1月1日に住所があった市役所等で発行）

#### (エ) (ア) (イ) を紛失した方

「市民税・県民税課税証明書（ただし、住宅取得控除などの控除額も記載されていること）」

※市町村民税の所得割を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。

扶養義務者（父・母）の1年間の収入の合計が120万円未満で、祖父（祖母）が児童の健康保険の扶養者になっている場合は、祖父（祖母）を「家計の主宰者」とし、算定対象に含めて保育料を算定いたします。

※申込児童の保険証の写しが必要になる場合があります。

### ② 毎年4月と9月に保育料の切替えを行います。

令和3年4月～8月分の保育料	令和3年9月～令和4年3月分の保育料
令和2年度市町村民税により決定 (平成31年1月1日～令和元年12月31日の収入 に基づく市町村民税)	令和3年度市町村民税により決定 (令和2年中の収入に基づく市町村民税)

- ◆未申告や税の証明書が未提出の場合、松江市保育料基準額表の**最高階層を保育料**として決定します。書類の提出や税金の申告を必ず行ってください。
- ◆児童手当の現況届用を取得された所得課税証明書では保育料を算定できない場合があります。
- ◆該当年度の1月1日以降に指定都市にお住まいだった方は、市民税所得割の課税標準額が8%となっている場合がありますが、保育料については、税率6%で算定します。
- ◆市町村民税の賦課期日において国内に住所が無い場合、所得額や社会保険料及びその配偶者等扶養する親族の状況をもとに計算した市町村民税の所得割額(国内と海外の給与の合算)を当該年度の市町村民税の所得割額とみなして保育料を算定します。

## (2) 寡婦控除のみなし適用について

婚姻歴がないひとり親家庭を対象に、税法上の「寡婦(夫)控除」が適用されるものとみなして、保育料の算定を行う制度を実施しています。該当の場合、申請や提出書類等が必要となります。(みなし適用を受けても保育料が変わらない場合もあります。)詳しくは松江市子育て支援課までお問い合わせください。

令和2年度税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直しが行われ、「ひとり親控除」が創設されました。よって、令和3年9月分保育料以降は、税法上の「ひとり親控除」の適用が可能であるため、「みなし寡婦(夫)控除」の適用は廃止となります。

## (3) 保育料の納付(※認定こども園・小規模保育事業施設は施設へ直接納付)

◆保育料の納入期限・・・毎月末日(金融機関が休みの場合は翌営業日)

◆保育料の納付は各金融機関の自動口座振替を推進しています。(指定金融機関での手続が必要)

◆毎月の納期にお支払ができなかった場合は『督促状』を送付しますので督促手数料80円を含めて納付してください。指定の期日までに納付されなかった場合には、児童手当からの特別徴収や、預貯金等の差押えなどの滞納処分を行うことがあります。

## (4) 保育料の口座振替(※認定こども園・小規模保育事業施設は施設へ直接納付)

◆口座振替を希望する方は、所定の申込用紙(子育て支援課、各支所、市内の金融機関の窓口にあります)を直接金融機関へ提出してください。口座振替の開始は提出された月の翌月分又は翌々月分からとなります。なお、振替手数料はかかりません。

◆口座振替の手続が完了すると20日頃に「保育料納入通知書」を送付します。手続が完了していない場合は保育料決定通知書に納付書を同封いたしますので、納付書でお支払ください。

◆兄弟姉妹が既に入所(認定こども園・小規模保育事業施設は除く)しており口座振替を利用している場合は、新規入所する児童については口座情報を自動的に引き継ぎますので、改めて手続をしていただく必要はありません。

◆認可保育所間で転園した場合は以前の口座情報を自動的に引き継ぎます。ただし、認定こども園・小規模保育事業施設は改めて手続が必要です。

## (5) 給食費等の保護者負担

◆3歳児クラス以降は、給食費を別途各保育施設で徴収します。

※0歳児クラスから2歳児クラスは保育料に給食費が含まれています。

◆保育施設によっては保護者会費や備品代等の負担が必要になる場合があります。

詳細は各保育所等により異なりますので必ず事前にご確認ください。

◆認定こども園、小規模保育事業施設を利用する場合、保育料は在籍する保育施設に直接納付することになります。

また、認定こども園においては、『特別負担金(利用者のみ)』を徴収される場合があります。

詳しくは各施設にお尋ねください。

## 10. 入所予約枠制度(産後休暇・育児休業を取得される世帯)

産後休暇・育児休業が終了し、年度の途中で職場に復帰しなければならないことがわかっている方を支援する目的で、4月入所とは別に5月以降の入所申込ができる制度です。

### (1) 対象となる世帯

保護者(父・母)の産後休暇・育児休業が終了し、令和3年5月1日から令和4年4月30日までに職場復帰される世帯のうち、令和3年5月1日から令和4年3月1日までの間に入所を希望する世帯。

#### 【注意点】

次のいずれかに該当する世帯は入所予約枠制度の対象とはなりません。

- ◆育児休業取得後に退職される方 ◆出産のため一旦退職して再就職される方
- ◆自営業・漁業・農業に従事している方

### (2) 募集期間

第1次募集 : 令和2年11月27日(金) ~ 令和2年12月17日(木)

第2次募集 : 令和3年2月1日(月) ~ 令和3年2月10日(水)

#### 【注意点】

- ◆上記の期間終了後の申込は予約枠入所利用調整の対象とはなりません。
- ◆第2次募集の入所利用調整は、第1次募集後に残った予約枠に対して行います。  
したがって、第2次募集期間にはご希望の保育所等に予約枠が残っていない場合があります。

### (3) 予約枠数

- ◆各保育所等の事情によって異なります。予約枠のない保育所等もあります。
- ◆枠数以上の申込があった場合は入所利用調整を行います。

### (4) 注意事項

- ◆希望園は3か所まで記入できます。
- ◆予約枠の無い保育所等への申し込みはできません。
- ◆入所日は職場復帰日の前月の1日か当月の1日のどちらかを選ぶことができます。
- ◆予約枠による入所ができなかった場合は、あらかじめ入所希望月の前月までに入所申込書を提出してください。(就労等の状況に変更がなければ添付書類は不要です。)
- ◆予約枠を確保できた場合、入所希望月を申込者の都合で変更することはできません。変更したい場合は予約枠による入所を辞退し、あらかじめ再度希望する月の前月までに入所申込書を提出してください。
- ◆保育所等に入所できず、育児休業を延長される場合の育児休業給付金の申請に必要な書類につきましては、勤務先又はハローワークにお問い合わせください。予約枠を確保できなかった場合の通知は入所不承諾通知書とは異なりますので、育児休業の延長による育児休業給付金の申請に使用できない場合があります。入所希望月の前月に再度申込をしてください。

## 11. よくある問い合わせ(FAQ)

### Q 1 月途中で保育時間（標準⇔短時間）の認定が変わった場合、利用時間はいつから変わりますか？

A. 認定変更に伴い、月途中からでも保育利用時間に変更となりますが、保育料は申請の翌月から変更になります。

### Q 2 入所申込をすると必ず保育所等に入所できますか？

A. 必ず入所できるとはかぎりません。  
《補足》保育所等に入所可能な枠があり、申込者が多数の場合は入所利用調整し、優先度の高い方から入所内定します。また、希望される保育所等に入所可能な枠自体がない場合もあります。

### Q 3 空き枠のない保育所等に入所申込はできますか？

A. できます。  
《補足》入所申込締切後の転園や退所などにより空きが出ることもあります。  
ただし、予約枠入所と4月入所3次募集については空き枠のある園にしか入所申込できません。

### Q 4 複数の保育所等を希望する場合、希望順位の高い保育所等の方が入所しやすいですか？

A. 希望順位が高いから入所しやすい訳ではありません。  
《補足》希望順位にかかわらず、希望された保育所等で、かつ、空き枠のある全ての保育所等について入所利用調整を行います。複数の保育所等に入所できる場合には、希望順位の高い保育所等で内定します。

### Q 5 松江市への転入予定で現在、市外在住ですが入所申込はできますか？

A. できます。ただし、入所時点で住民票が松江市にあることが条件となります。  
《補足》松江市が指定する申込用紙で松江市子育て支援課・各支所市民生活課・松江市松江市子育て支援センター（乃白町）・電子申請で受け付けます。電子申請の詳細につきましては松江市役所HPをご覧ください。

### Q 6 就労していませんが、出産の前後に子どもを保育所等に入所させることができますか？

A. できます。入所希望月の前月10日までに入所申込をしてください。  
《補足》入所が可能な期間は、出産予定日の前8週（多胎児は14週）が属する月の初日から、出産日（出産予定日で認定した場合は出産予定日）から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日までです。入所利用調整の結果によっては入所できない場合もあります。また利用期間の延長はできません。新たに保育を必要とする事由が発生した際にあらためて入所申込をしてください。

### Q 7 育児休業中ですが、入所申込はできますか？

A. 職場復帰月の前月1日又は当月1日の入所申込ができます。

### Q 8 不承諾となりましたが、次月以降も入所申込が必要ですか？

A. 必要ありません。  
《補足》令和4年3月入所まで自動的に毎月入所審査を行います。  
なお、希望する保育所等の変更・追加がありましたら、申込締切日までに保育所入所変更届（用紙番号⑦）を提出してください。

**Q 9 離婚をする予定ですが、申込に必要な相手方の書類は必要となりますか？**

A. 離婚調停中の場合は家庭裁判所が発行する事件係属証明書の提出があれば、相手方の雇用証明書等の必要書類は不要となります。ただし、相手方についても保護者の同意事項への署名押印及び個人番号の提示が必要です。

※入所後の保育料は、離婚が成立するまでは相手方の市町村民税も含めて計算します。

**Q 10 DVで避難していますが、どのような手続になりますか？**

A. 裁判所による保護命令、女性相談センターが発行する一時保護証明又は母子生活支援施設の施設長が発行する在所証明の提出があればひとり親と見なして手続ができます。

**Q 11 求職活動中です。上の子は1月入所、下の子は4月入所で申し込むことはできますか？**

A. 本来は兄弟姉妹を同時に申し込むことが望ましいですが、事情により時期をずらして申し込むことはできます。

《補足》上の子は1月入所が決まった場合、2月末までに雇用証明書を提出できないと3月末で退所となります。仮に2月末までに雇用証明書が提出できなかった場合、求職活動は連続して認定することができませんので、下の子は4月入所をすることができません。したがって、下の子の4月入所審査は求職活動で配点し審査しますが、雇用証明書が提出されるまでは仮内定となります。

**Q 12 上の子が2月から求職活動で入所中です。下の子を4月入所で申し込むことはできますか？**

A. できます。

《補足》3月末までに雇用証明書を提出する必要があります。提出できなかった場合、下の子の4月入所が決まっていたとしても、上の子も下の子も4月末で退所となります。

## 12.その他の子育て支援サービス

松江市では保育所等の保育以外にも以下のような子育てサービスがあります。詳細は、個別のチラシ・パンフレット等でご確認ください。

### (1) 一時預かり事業（一時保育）

普段、保育所等の保育を利用していない児童が保護者の仕事、病気、冠婚葬祭、育児疲れ等で昼間一時的に保育ができないときに利用できます。

通常保育とは利用できる時間帯・利用可能な年齢が異なります。事前の登録や予約が必要となりますので、利用を希望される場合は、直接実施している保育所等へお申込みください。

### (2) 休日保育

日曜日・祝日に、保護者の仕事や病気・冠婚葬祭等で日中保育が必要な場合にお預かりする保育です。事前の登録・予約が必要となりますので、利用を希望される場合は、実施している保育所等へ直接お申込みください。松江市内では「にじいろ保育園」のみとなっております。（令和2年10月時点）

### (3) 病児保育

児童（0歳から小学校3年生まで）が病気・病気回復期に、保護者の仕事、病気、冠婚葬祭等で保育ができない場合にお預かりするサービスです。利用にあたっては、事前の登録が必要ですので、子育て支援課又は実施施設へお問い合わせください。※登録の際には、母子健康手帳と印鑑を持参ください。

障がいのある児童については、小学校6年生までご利用できますので子育て支援課（55-5312）へお問い合わせください。

【実施施設】	・松江市立病院 すこやか保育室（乃白町）	・・・60-8145
	・松江赤十字乳児院（南田町）	・・・24-6417
	・のぎこども園 病児・病後児保育室（乃木福富町）	・・・61-5151
	・社会福祉法人開花 融合乳児園 保育室（比津町）	・・・28-2218
	・つわぶきこども園 病児・病後児保育室（山代町）	・・・61-2678

### (4) ファミリーサポート事業

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人での助け合いを目的とした有償のボランティアサービスです。事前に登録が必要です。

【問い合わせ先】 まつえファミリーサポートセンター …… 32-0850

### (5) 訪問型子育てサポート事業

妊娠中や就学前のお子様を育てている家庭で、一時的に家事やお子様の世話が必要なときに、松江市が認定した子育てホームサポーターが自宅に訪問してお手伝いします。なお、このサポートのご利用は保護者が在宅の場合となります。指定事業所にて登録手続（無料）が必要となります。

【問い合わせ先】 松江市子育て支援センター（乃白町） …… 60-8141

【指定事業所問い合わせ先】 松江市シルバー人材センター …… 27-0888

まごころサービス松江センター …… 25-5335

ケアサービス松江 …… 55-7168

※ 上記指定事業所（3施設）については令和2年10月現在のものです。

### (6) ショートステイ・トワイライトステイ

保護者の病気や出張等で、家庭での養育が困難になった児童を一時的にお預かりします。

【問い合わせ先】 子育て支援課 保育幼稚園係 …… 55-5312

【実施施設】 ・松江赤十字乳児院（0歳から満3歳まで）

・双樹学院（満3歳から就学前児童）

ショートステイ …… 1泊2日以上（7日間まで利用可能）

トワイライトステイ …… 17:00～翌朝8:00まで

# 13. 申込書の記入例

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

## 子どものための教育・保育給付認定・変更申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書

(あて先)松江市長

子ども・子育て支援法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり教育・保育給付に係る認定を申請します。  
また、特定教育・保育施設等の利用を申し込みます。

### 1. 基本情報

(令和3年度用)

(保護者)	フリガナ	マツエ タロウ		現住所	〒 690 - 8540 松江市末次町86番地				
	氏名	松江太郎 印		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒 -				
	※本人自署の場合は印は不要です。 日中の連絡先(電話番号)※確実に連絡の取れる順に記入してください。								
申請子ども	フリガナ	マツエ ハナコ		生年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	現況	<input checked="" type="checkbox"/> 施設在籍 ( 〇〇保育所 ) <input type="checkbox"/> 家庭保育など
	氏名	松江花子		( 〇〇出産予定日 )					
	兄弟姉妹の状況			<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹なし <input checked="" type="checkbox"/> 兄弟姉妹あり	生計を一にする兄弟姉妹のうち			<input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子 <input type="checkbox"/> 第3子以上	父母は単身赴任などで別居していても記入してください。

### 2. 世帯及び家庭の状況(申請子ども以外を記入してください。)

申請子どもの中心者の番号に○	フリガナ氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先又は単身赴任先
1	マツエ タロウ 松江太郎	父	大正 昭和 平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	〇〇株式会社 東京支店 (単 別居していても扶養者として ふくまれる兄弟がいれば 記入してください。
2	マツエ モモコ 松江桃子	母	大正 昭和 平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	××会社
3	松江 一郎	兄	大正 昭和 平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	△△大学1年生(△△ 令和3年4月(新学期)時点 の学年を記入してください。
4	マツエ ジロウ 松江次郎	兄	大正 昭和 平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	〇〇保育所
5	マツエ フマイ 松江不昧	祖父	大正 昭和 平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	(有)□□建設 世帯が別でも同居所であれば 記入してください。 記入する欄が足りない場合は、 欄を二分するなどして 増やしてください。
6	マツエ シジミ 松江規	祖母	大正 昭和 平成 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	自宅療養中

生活保護の適用の有無	[ 有・無 ]	年 月 日より受給開始
ひとり親世帯の有無	[ 有・無 ]	離婚・未婚・離婚調停中・死亡・その他( )
障害者手帳の有無	[ 有・無 ]	氏名( 松江規 続柄 祖母 ) 氏名( )

### 3. 保護者の同意事項

- 教育・保育給付に必要な市町村民税の課税情報(同一世帯者を含む。以下同じ。)及び世帯情報について、松江市が閲覧することに同意します。
- 入所が内定した特定教育・保育施設等に対して、当該特定教育・保育施設等が必要とする個人情報松江市が提供することに同意します。
- 入所が決定した特定教育・保育施設等に対して、保育料(利用者負担額)並びに当該特定教育・保育施設等が必要とする市町村民税の課税情報及び世帯情報を松江市が提示することに同意します。
- 本書の申請内容が事実と相違した場合は、松江市が教育・保育給付認定を取り消すことに同意します。

同意者署名押印欄	父 松江太郎 印	母 松江桃子 印
前年度(令和3年)1月1日現在の住所地	父 現住所に同じ	母 同左
前々年度(令和2年)1月1日現在の住所地	父 出雲市〇〇町〇〇 ××番地×× △△△号室	母 同左

### 4. 利用を希望する特定教育・保育施設等及び期間

①希望する保育所等	兄弟姉妹同時申込みで、同時に保育所で 全員分の入所枠が確保できない場合	②希望する幼稚園等
第1希望 〇〇保育園	該当する条件に✓を記入してください。	幼保園は、 保育所部門だけでなく幼稚園部門もありますので、 必ず(保育所部門又は幼稚園部門)であることを 記入してください。
第2希望 ××保育所		
第3希望 △△幼保園(幼稚園部門)	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の保育所に全員同時になければ入所しない。	認定こども園は、 保育所機能か幼稚園機能かを記入してください。 ※幼保園(幼稚園部門)の申込は、希望園に直接 していただきますが、希望順位確認のため 5希望までに園名を記入してください。
第4希望 □□こども園(保育所機能)	<input type="checkbox"/> 別々の保育所でも全員同時に入所したい。	
第5希望 ●●保育園	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹のうち1人でも入所できれば良い。	
利用を希望する期間	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 から <input checked="" type="checkbox"/> 就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日 まで	

※「保育所等」とは、保育所、幼保園・保育所部門、認定こども園(保育所機能)及び小規模保育事業施設をいう。  
※「幼稚園等」とは、幼稚園、幼保園・幼稚園部門及び認定こども園(幼稚園機能)をいう。





# 1.4. 松江市認可保育所入所利用調整基準

(令和3年4月入所利用調整以降に適用)

【入所利用調整基準表①】※基礎指数に付加指数を加算するもの。

区分	保護者の状況		利用調整基準指数		
	類型	細目	父	母	
基礎指数	就労・就学・職業訓練 入所月の雇用等状況	月20日以上の就労等	1月当たり160時間以上	500	500
			1月当たり140時間以上160時間未満	450	450
			1月当たり120時間以上140時間未満	400	400
			1月当たり100時間以上120時間未満	350	350
			1月当たり80時間以上100時間未満	300	300
			1月当たり60時間以上80時間未満	250	250
			1月当たり48時間以上60時間未満	200	200
		月20日未満の就労等	1月当たり160時間以上	450	450
			1月当たり140時間以上160時間未満	400	400
			1月当たり120時間以上140時間未満	350	350
			1月当たり100時間以上120時間未満	300	300
			1月当たり80時間以上100時間未満	250	250
			1月当たり60時間以上80時間未満	200	200
			1月当たり48時間以上60時間未満	150	150
		自営業等で添付書類なし	90	90	
		内職の形態で1月当たり48時間以上就労している	100	100	
	求職活動	求職活動を継続的に行っている	90	90	
	疾病・障がい	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A(重度)又は精神障害者保健福祉手帳1～2級	500	500	
		医師の診断により保育困難	450	450	
		医師の診断によりやや保育困難	150	150	
妊娠・出産	産前・産後	-	500		
同居親族の常時介護	介護保険制度の要介護条件区分において要介護3以上の認定を受けた者の常時介護	500	500		
	介護保険制度の要介護条件区分において要介護2の認定を受けた者の常時介護	450	450		
	重症心身障害児・者(重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者)の常時介護※身体障害者手帳1～2級かつ療育手帳A(重度)	500	500		
	重度の障がいを有する者の常時介護※身体障害者手帳1～3級、療育手帳A(重度)又は精神障害者保健福祉手帳1～2級	450	450		
同居親族の常時看護	医師の診断により常時看護及び常時医療的ケアの必要性が認められる者の常時看護	450	450		
	医師の診断により常時看護の必要性が認められる者の常時看護	400	400		
災害復旧	火災等による家屋の損傷復旧、その他災害復旧に従事	600	600		
育児休業中の継続利用	現在育児休業中である※既に保育所等に在籍している児童の転園希望時に限る。	0	0		
付加指数	その他	生活保護世帯	670		
		離婚を前提とした調停中・裁判中であり、事件係属証明書の提出がある	750		
		母子家庭又は父子家庭である(行方不明、拘禁等による場合を含む)	860		
		配偶者暴力・児童虐待等のため社会的擁護が必要な世帯	3000		
		両親が失業又は無職により就労の必要性が高い世帯	300		
		申込児童に同居する就学前の兄弟姉妹がいる	140		
		申込児童が多胎児(双子以上)である	60		
		申込児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している	60		
		連携施設の設定がない小規模保育事業施設を育了予定である	100		
		利用調整時に保育料等(兄弟姉妹分を含む)を6月以上滞納(一部滞納を含む)している※ただし、分納誓約をし、かつ、履行している場合は適用を猶予する。	-500		
		松江市内の認可保育所又は認定こども園に就労(内定)している保育士・保育教諭(1月当たり120時間以上の就労)	1000	1000	
		松江市内の認可保育所又は認定こども園に就労(内定)している保育士・保育教諭(1月当たり120時間未満の就労)	200	200	

【入所利用調整基準表②】※基礎指数及び付加指数の合計に調整指数を加算するもの。

区分	家庭の状況等		利用調整基準指数					
	類型	細目	父(方)		母(方)			
			祖父	祖母	祖父	祖母		
調整指数	父母の状況 就労等	産後休暇(労働基準法適用)明けから復職予定である		-		5		
		育児休業(育児・介護休業法適用)明けから復職予定である※入所月に出生した乳児が2歳に達する前まで適用		4		4		
		1月当たり4日以上8日未満夜勤に従事している		1		1		
		1月当たり8日以上夜勤に従事している		2		2		
		農漁業に従事する場合で主体者ではない		-1		-1		
	世帯の状況	年度内に入所内定(予約枠を含む)を辞退したことがある		-5				
		転園希望者である		-1				
		同居する兄弟姉妹が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している		3				
	祖父母の状況	市内同居 (同居と同等)の場合	65歳未満で、就労以外の保育できない理由がある場合		0	0	0	0
			65歳未満で、1月当たり160時間以上の就労等をしている		0	0	0	0
			65歳未満で、1月当たり120時間以上160時間未満の就労等をしている		-2	-2	-2	-2
			65歳未満で、1月当たり48時間以上120時間未満の就労等をしている		-3	-3	-3	-3
			65歳未満で、就労等していない		-5	-5	-5	-5
			65歳以上70歳未満で、就労以外の保育できない理由がある場合		0	0	0	0
			65歳以上70歳未満で、1月当たり160時間以上の就労等をしている		0	0	0	0
			65歳以上70歳未満で、1月当たり120時間以上160時間未満の就労等をしている		-1	-1	-1	-1
			65歳以上70歳未満で、1月当たり48時間以上120時間未満の就労等をしている		-2	-2	-2	-2
			65歳以上70歳未満で、就労等していない		-3	-3	-3	-3
		70歳以上		0	0	0	0	
		市内別居の場合	65歳未満で、就労以外の保育できない理由がある場合		0	0	0	0
65歳未満で、1月当たり160時間以上の就労等をしている			0	0	0	0		
65歳未満で、1月当たり120時間以上160時間未満の就労等をしている			-1	-1	-1	-1		
65歳未満で、1月当たり48時間以上120時間未満の就労等をしている			-2	-2	-2	-2		
65歳未満で、就労等していない			-4	-4	-4	-4		
65歳以上70歳未満で、就労以外の保育できない理由がある場合			0	0	0	0		
65歳以上70歳未満で、1月当たり120時間以上の就労等をしている			0	0	0	0		
65歳以上70歳未満で、1月当たり48時間以上120時間未満の就労等をしている			-1	-1	-1	-1		
65歳以上70歳未満で、就労等していない			-2	-2	-2	-2		
70歳以上			0	0	0	0		
市外別居・死別・離別の場合		0	0	0	0			

15. 保育料表

令和3年度 松江市保育所等保育料表(月額/円)

多子軽減	世帯の階層区分(父母の市町村民税額合算)		保育料				
	階層	定義	3歳未満児(注3)		3歳以上児(注3)		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
	1	生活保護等世帯(注1)		0	0	0円 (幼児教育・保育の無償化により保育料は無料となります。)	
	2	市町村民税非課税世帯		0	0		
所得割課税額 57,700円未満の世帯  (兄弟の年齢上限なし) 第2子半額	3B	ひとり親等の世帯(注2)		1,500	1,450		
	3	均等割のみの世帯		4,000	3,900		
	4B~6B	ひとり親等の世帯(注2) 77,101円未満		2,000	1,900		
	4	所得割課税額 48,600円未満		7,000	6,800		
	5	所得割課税額 48,600円以上~72,800円未満		10,000	9,800		
	6	所得割課税額 72,800円以上~97,000円未満		13,000	12,700		
	7	市町村民税課税世帯	所得割課税額 97,000円以上~115,000円未満		19,000		18,600
	8		所得割課税額 115,000円以上~133,000円未満		25,000		24,500
	9		所得割課税額 133,000円以上~151,000円未満		30,000		29,400
	10		所得割課税額 151,000円以上~169,000円未満		35,000		34,400
	11		所得割課税額 169,000円以上~202,000円未満		40,000		39,300
	12		所得割課税額 202,000円以上~235,000円未満		44,000		43,200
	13		所得割課税額 235,000円以上~301,000円未満		48,000		47,100
	14		所得割課税額 301,000円以上~349,000円未満		52,000		51,100
	15		所得割課税額 349,000円以上~397,000円未満		56,000	55,000	
	16		所得割課税額 397,000円以上		60,000	58,900	

(注1)生活保護等世帯とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯です。

(注2)ひとり親等の世帯とは、ひとり親世帯と、障害者手帳等の交付をうけている同居家族がいる世帯です。

(注3)年齢区分は、令和3年4月1日時点での年齢によります。年度途中で3歳になっても保育料は変わりません。

【多子軽減】

- ・生計を一にする兄弟が2人以上いる児童の保育料は無料になります(※松江市独自の制度)。  
多子軽減が適応される年度に19歳以上になる又は別居している兄弟は、事務システムで把握できませんので、「多子世帯状況申告書」に必要な書類を添付して、子育て支援課に直接提出してください。
- ・同時に2名の児童が保育所等に入所している場合は、2人目の保育料は半額になります。
- ・11~16階層の世帯については2人の保育料の合計額が次の金額となるようさらに2人目の保育料を減額します。

11~13階層 55,000円 14階層 60,000円 15階層 65,000円 16階層 70,000円

- ・所得割課税額57,700円未満の世帯は、生計を一にする兄弟がいる第2子の保育料は半額、第3子以降は無料になります。
- ・ひとり親等の世帯(注2)で所得割課税額が77,101円未満であれば生計を一にする兄弟がいる第2子以降の保育料は無料になります。

## 16. 多子世帯の軽減制度について

前ページ下段で記述した「多子軽減」について、詳しく説明しておりますのでご覧ください。

### 兄弟の年齢制限がない保育料等の多子軽減について

#### ●所得要件のある多子軽減

所得が一定の基準を下回る多子世帯の子どもは、保育料が無償又は半額になります。

##### ①市町村民税所得割課税額が5万7700円未満の多子世帯

生計を一にする兄弟がいる子どもの保育料は、第2子が半額、第3子以降が無償となります。

##### ②市町村民税所得割課税額が7万7101円未満の多子世帯で、かつ、ひとり親世帯又は障害者手帳等の交付を受けている者がいる世帯

生計を一にする兄弟がいる子どもの保育料は、無償となります。

#### ●所得要件のない多子軽減(第3子軽減)※松江市独自基準

生計を一にする兄弟が2人以上いる子どもは、保育料は無償となり、副食費は負担減免となります。

#### ●「生計を一にする」とは

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合をいいます。地方税法に規定する扶養親族に係る「生計を一にする」と同義です。

#### ●19歳以上又は別居の兄弟がいる場合の申告について

多子軽減の対象となる子どもの兄弟のうち、多子軽減が適用される年度に19歳以上になる又は別居している兄弟は、事務システムで把握できませんので、裏面の「多子世帯状況申告書」に必要書類を添付して、子育て支援課（市役所⑫番窓口）に直接提出してください。

保育料の軽減は、要件を具備した日の属する月の翌月以降から年度ごとに適用となりますが、副食費の負担減免は、申告日の属する月の翌月以降から年度ごとに適用となります。

なお、19歳以上又は別居の兄弟の申告は、多子軽減の対象となる子どもが卒園するまで毎年度必要になります。

## 17. 妊娠が判明した場合の手続について

子どもが保育所等に入所している方で、妊娠が判明した場合には、次のとおり手続が必要になりますので、ご承知おきください。

### ① 現在就労をしており、出産後に育児休業を取得する場合

#### 産前休暇に入る前までに提出

・保護者（母）の保育を必要とする事由を『妊娠・出産』に変更する手続が必要です。

	提出書類	備考
1	子どものための教育・保育給付認定・変更申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書	1、2、5の欄に記入
2	母子健康手帳の写し	表紙と分娩予定日の記載ページ
妊娠・出産の保育必要量は <u>保育標準時間</u> となります。		

#### 育児休業に入る前まで（産後休暇中）に提出

・保護者（母）の保育を必要とする事由を「育児休業中の継続利用」に変更する手続が必要です。

	提出書類	備考
1	子どものための教育・保育給付認定・変更申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書	1、2、5の欄に記入
2	雇用証明書	勤務先に記入依頼
育児休業中の継続利用の保育必要量は <u>保育短時間</u> となります。 育児休業中の継続利用の認定期間は、最長で育児休業取得に係る子の2歳になる日が属する月の末日までとなります。		

〈育児休業を延長する場合〉

提出した雇用証明書の育児休業期間を延長する場合は改めて雇用証明書を提出してください。

#### 職場復帰前

・保護者（母）の保育を必要とする事由を『就労』に変更する手続が必要です。

	提出書類	備考
1	子どものための教育・保育給付認定・変更申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書	1、2、5の欄に記入
2	雇用証明書	勤務先に記入依頼
出産した子ども（下の子）の入所申込と同時に手続できますが、職場復帰予定日が変更となった場合は、雇用証明書を改めて提出してください。出産した子ども（下の子）の入所が決定した際には、職場復帰月の初日から入所中の子ども（上の子）の保育必要量も就労時間等に応じて切り替わります。※入所月の翌月末日までの職場復帰が必要です。		

## 職場復帰後

・ 職場復帰後に以下の書類を提出してください。

提出書類	備考
復職証明書	勤務先に記入依頼

## ②自営業や出産による離職などで出産後に育児休業がない場合

### 産前8週に入る前までに提出

・ 保護者（母）の保育を必要とする事由を『妊娠・出産』に変更する手続きが必要です。

	提出書類	備考
1	子どものための教育・保育給付認定・変更申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書	1、2、5の欄に記入
2	母子健康手帳の写し	表紙と分娩予定日の記載ページ
妊娠・出産の保育必要量は <u>保育標準時間</u> となります。		

## 妊娠・出産での認定期間の終了をもって退所（家庭保育）

入所中の子ども（上の子）は退所となりますので、幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）、認可外保育施設又は一時預かり事業の利用を検討してください。

ただし、入所中の子ども（上の子）と出産した子ども（下の子）を家庭保育することができない保育を必要とする事由（出産後すぐに復職する必要がある・母に疾病・障がいがあり家庭保育が困難であるなど）がある場合は、所定の手続きをしてください。

なお、出産した子ども（下の子）は家庭保育をして、入所中の子ども（上の子）は入所を継続することは原則としてできません。

## 書類提出について

- ・ 提出期限までに全ての必要書類を提出場所に提出してください。松江市外の保育所等を利用している場合も同様です。
- ・ 保育必要量の変更によって利用者負担額（保育料）が変更になる場合は、原則として子育て支援課（⑫番）に届出があった日の翌月から反映します。

### 〈指定用紙の入手場所及び提出場所〉

入手場所：松江市役所本庁子育て支援課（⑫番）、子育て支援センター、各支所

※指定用紙は松江市ホームページからダウンロードできます。

提出場所：松江市役所本庁子育て支援課（⑫番）、子育て支援センター、各支所

申込・お問い合わせ先	入所申込 (4月1次・2次募集、 随時入所、予約枠)	広域入所、 保育料納入	4月3次募集、辞退・ 取下げ、無償化申請	入所後の手続
松江市子育て支援課保育幼稚園係 (本庁窓口番号⑫) 0852-55-5312	○	○	○	○
鹿島支所市民生活課 宍道支所市民生活課 島根支所市民生活課 玉湯支所市民生活課 美保関支所市民生活課 八雲支所市民生活課 八束支所市民生活課 東出雲支所市民生活課	○	○	×	△ (事前に子育て 支援課へご相談 ください)
松江市子育て支援センター(乃白町)	○	×	×	△ (同上)

※てびきの内容を松江市のHP(<http://www.city.matsue.shimane.jp>)から閲覧・ダウンロードできます。  
マイナンバーカードを用いての電子申請も受け付けます。(詳細は松江市HPをご覧ください。)

WEBで検索してください